

福祉基金助成事業並びに福祉基金寄贈事業

	福祉基金助成事業	福祉基金寄贈事業
目 的	地域福祉事業の推進を目的に実施いたします。	
申請を行う 団体	①ボランティア活動・福祉教育の推進を図る事業を行う団体 ②高齢者・障害（児）者・児童福祉の増進を図る事業を行う団体 ③その他特に会長が必要と認める事業を行う団体 ※申請は、個人では行うことはできません。 団体での申請は、営利を目的としない団体であり、法人格の有無は問いません。	①自治会 ②福祉団体 ③高齢者の福祉増進が期待される団体 ④障害者の福祉増進が期待される団体 ⑤児童の福祉増進が期待される団体 ⑥ボランティア団体 ⑦その他、会長が特に必要と認める団体 ※団体は、5人以上で構成され、営利を目的としない団体で、寄贈を行うことにより福祉向上に寄与することが適当と認められる団体。
寄贈する 物品	/	①福祉の推進に必要と認められる物品 ア 1件につき 100,000円以内の物品 イ ベンチ（ベンチは、2脚以内） ②その他福祉の増進に必要と認められる物品
募集期間	前期 5月1日から5月末日まで 後期 10月1日から10月末日まで	前期 5月1日から5月末日まで 後期 10月1日から10月末日まで
申請書等	申請書の他に、次の書類が必要となります。 ①事業計画書（様式第1号） ②収支予算書（様式第2号） ③その他会長が必要と認める書類 ※法人格を有する団体の場合は、決算書等の財務諸表を提出していただく場合があります。	申請書の他に、次の書類が必要となります。 ①事業計画書（様式第2号） ②申請する団体の会則等申請する団体の活動がわかるもの ③屋外等にベンチ等を設置する場合は、設置する場所の確認ができる図面並びに写真 ④ベンチ等を設置する場合、所轄庁の許可が必要な場合は、その許可書の写し ⑤その他会長が必要と求める書類
申請限度額	対象経費の90%以内で、1事業あたり300,000円を限度とする。	/
実績報告	事業終了後、実績報告書の他に、次の書類が必要となります。 ①事業報告書（様式第1号） ②収支決算書（様式第2号） ③事業の実施を証した写真 ④その他会長が必要と認める書類	寄贈を受けた団体は、速やかに次の書類の提出が必要となります。 ①寄贈受領書（様式第3号） ②寄贈された物品の設置又は活動がわかる写真
審査等	審査会において審査し、事業承認の可否について決定し、その結果を通知します。	
留意点	この事業は、地域福祉活動の推進が目的であるため、営利活動や宗教活動等地域福祉の推進が見込めない事業（申請）については、申請をお断りする場合があります。又、建設事業等（ハード事業）は、対象外となります。	寄贈された物品については、申請団体が責任をもって管理するものとします。 寄贈を受けた団体は、寄贈を受けてから3年間は、同一の寄贈物品（目的）に対して申請することは、できません。

※申請書を取得したい団体は、平戸市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.sha-kyo.net>）をご覧ください。平戸市社会福祉協議会（Tel 0950-22-2180）までご連絡ください。